

大阪地方裁判所司法行政事務処理規程

平成十六年九月十五日

大阪地方裁判所規程第一号

改正 平成十六年十二月 十五日大阪地方裁判所規程第三号

平成十七年 六月二十八日大阪地方裁判所規程第二号

平成二十年十二月 十五日大阪地方裁判所規程第一号

大阪地方裁判所司法行政事務処理規程を次のように定める。

(趣旨)

第一条 大阪地方裁判所の司法行政事務については、法令及び最高裁判所の規則のほか、この規程の定めるところによる。

(司法行政の機関)

第二条 大阪地方裁判所に、裁判官会議のほか、常任委員会を置く。

(裁判官会議の組織)

第三条 裁判官会議は、次に掲げる者の全員で組織する。

一 所長

二 所長代行者（第二十一条第三項第一号の所長代行者をいう。）

三 本庁の民事部及び刑事部の各部並びに各支部に配置された裁判官（判事及び判事の権限を有する判事補をいう。以下同じ。）

(常任委員会の組織)

第四条 常任委員会は、次に掲げる常任委員で組織する。

一 所長

二 所長代行者（第二十一条第三項第一号の所長代行者をいう。）

三 堺支部長及び岸和田支部長

四 民事上席裁判官及び刑事上席裁判官

五 本庁の民事部の各部及び各支部に配置された裁判官から選出する三人（うち一人は、判事の権限を有

する判事補)の裁判官

六 本庁の刑事部の各部に配置された裁判官から選出する三人(うち一人は、判事の権限を有する判事補)の裁判官

2 常任委員の選出方法及び任期は、別に定める。

(司法行政事務の処理)

第五条 司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、所長がこれを総括する。

(司法行政事務の委任)

第六条 裁判官会議は、次の各号に掲げるものを除く司法行政事務を所長に委任する。

一 規則又は規程の制定又は改廃

二 裁判事務の分配、裁判官の配置又は裁判官に差し支えあるときの代理順序

三 開廷の日割

四 所長、支部長、部の事務を総括する裁判官又は簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えあるときの司法行政事務の代理順序

五 裁判所法第三十八条の規定による簡易裁判所の事務の移転

六 裁判官会議において、特に必要と認め、裁判官会議によって処理すべき旨を決議した事項

2 所長は、前項の規定により委任された事務のうち、別紙に記載の司法行政事務を処理するに当たっては、あらかじめ、常任委員会を開いて、その意見を聴かなければならない。

(裁判官会議の招集等)

3 所長は、第一項の規定により委任された事務のうち、支部に関するもの（前項の規定により常任委員会の意見を聴かなければならないものを除く。）の全部又は一部を当該支部の支部長に委任することができる。

第七条 定例の裁判官会議は、毎年、六月及び十二月に招集する。

2 所長は、必要に応じて、裁判官会議を招集することができる。

3 裁判官会議を組織する裁判官の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、所長は、速やかに裁判官会議を招集しなければならない。

4 裁判官会議を組織する裁判官の十人以上が会議の議に付すべき事項を発議したときは、これを裁判官会

議に付さなければならぬ。

(付議事項の通知)

第八条 裁判官会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、裁判官会議を組織する各裁判官に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(議案の提出)

第九条 所長は、裁判官会議に議案を提出するには、あらかじめ、常任委員会を開いて、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急の事情のため、常任委員会を開くことができない場合は、この限りでない。
(裁判官会議への出席等)

第十条 裁判官会議は、公開しない。ただし、裁判官会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。

2 判事の権限を有しない判事補は、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

3 事務局長は、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。ただし、裁判官会議において適当と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

4 首席書記官は、所管事務に関し、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 大阪第一檢察審査会事務局長は、大阪地方裁判所管内の檢察審査会の事務局の職員に関する事項について、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。

6 裁判官会議において適当と認めるときは、裁判官会議を組織する裁判官以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(裁判官会議の議長)

第十一条 裁判官会議は、所長が、その議長となる。

(決議をするための要件)

第十二条 裁判官会議は、裁判官会議を組織する裁判官の半数以上が出席しなければ、決議をすることができない。

(裁判官会議の決議)

第十三条 裁判官会議の議事は、出席裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の作成)

第十四条 裁判官会議には、裁判所事務官を立ち合わせ、議事録を作成させる。

2 議事録には出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び作成者が署名する。

(応急の措置)

第十五条 所長は、第六条第一項各号の事務について、緊急の事情のため裁判官会議を開くことができないときは、あらかじめ常任委員会の意見を聴いた上、応急の措置を講ずることができる。

(裁判官会議への報告及び承認)

第十六条 前条の規定により応急の措置を講じた事項は、その後最初に開かれる裁判官会議に報告して、その承認を得なければならない。

(常任委員会の権限)

第十七条 常任委員会は、第六条第二項、第九条及び第十五条の規定によるもののほか、随時、司法行政事

務の運営について、所長に意見を述べ、これを補佐する。

(常任委員会の委員長)

第十八条 常任委員会は、所長が、その委員長となる。

2 委員長は、会議の議長となる。

(常任委員会の招集等)

第十九条 常任委員会は、委員長が招集する。

2 判事の権限を有しない判事補のうち、別に定めるところによりオブザーバーに選出された判事補は、常任委員会に出席して、意見を述べることができる。

3 常任委員会には裁判所事務官を立ち会わせ、決議録を作成させる。

4 決議録には出席者の氏名及び議事の結果を記載し、所長及び所長代行者(第二十一条第三項第一号の所長代行者をいう。)が確認印を押す。

5 第八条、第十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第十二条並びに第十三条の規定は、常任委員会に準用する。

(常任委員会への委任)

第二十条 この規程に定めるもののほか、常任委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会が定める。

(所長代行者)

第二十一条 大阪地方裁判所に所長代行者を置く。

2 所長代行者は、所長を常時補佐し、所長に差し支えがあるときは、その職務を代行する。

3 所長代行者は、次に掲げる者をもって充てる。

一 裁判官会議において所長を代理する者に選定された者のうち、第一順位にある者

二 大阪地方裁判所の裁判官で大阪簡易裁判所の裁判官を兼ねる者のうち、同簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に指名された者

三 堺支部長

(民事部及び刑事部の上席裁判官)

第二十二条 民事部に民事上席裁判官を、刑事部に刑事上席裁判官を置く。

2 民事上席裁判官及び刑事上席裁判官は、所長及び所長代行者(前条第三項第一号の所長代行者をいう)。

以下この項において同じ。)の指示に基づき、所長代行者を補佐する。

- 3 民事上席裁判官及び刑事上席裁判官は、民事部及び刑事部の裁判官の中から、それぞれ所長が指名する。
- 4 民事上席裁判官及び刑事上席裁判官の任期は、一月一日から一年間とし、再任を妨げない。ただし、途中で指名された者の任期は、残存期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 大阪地方裁判所裁判官会議規程(大阪地方裁判所規程第一号)
 - 二 大阪地方裁判所常任委員会規程(大阪地方裁判所規程第二号)
 - 三 所長代理者及び簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の代理者選定規程
 - 四 所長代行者及びこれを補佐する裁判官の指名に関する規程

附 則

この規程は、平成十七年一月二十五日から施行する。

附 則（平成十七年六月二十八日大阪地方裁判所規程第一号）

この規程は、最高裁判所の認可の日（平成十七年七月十四日）から施行する。

附 則（平成二十年十二月十五日大阪地方裁判所規程第一号）

この規程は、平成二十年十二月十五日から施行する。

(別紙)

第六条第二項の規定により所長が常任委員会の意見を聴くことを要する司法行政事務

一 裁判官分限法第六条の申立て又は第八条の規定による抗告

二 裁判所法第八十二条の処分